

下松市広告付き窓口番号案内システム設置業務仕様書

1 目的

本業務は、来庁者の混雑緩和や円滑な案内、待ち時間の快適化を図るとともに、広告用モニターを設置することで広告及び行政情報を放映し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化、自主財源の確保等を図ることを目的とする。

2 事業期間

契約締結の日を開始日とし、システム運用開始日から5年間

3 事業内容

- (1) システム及び広告モニターの設置
- (2) 機器等の保守運営及び維持管理並びに事業期間終了後の撤去及び原状回復
- (3) 民間企業等の広告主の募集並びに広告モニターに表示する広告の作成及び放映
- (4) その他本事業の実施に関し必要と認める業務

4 設置場所

下松市役所本庁舎1階 生活環境部市民課

5 システム等の仕様

広告用モニターを含めた番号案内システムで、証明書発行、住民異動、戸籍届出等の手続業務別に番号札を発券し、窓口カウンターからの番号呼出に連動して、音声及び呼出用モニターにより番号で案内を行うシステムとする。

また、利用状況の各種集計機能を備えているものとする。

(1) 構成

ア 市民課窓口

装置名	仕様	台数
番号札発券機	プリンタを含む。	1台
受付番号表示器		5台
番号呼出操作機		5台
受付番号案内表示モニター	床置き	1台
広告用モニター	床置き	1台
職員用モニター	床置き。設置は任意とする。	1台
可搬式の小型発券機及び受付番号表示機		1台

イ マイナンバーカード交付窓口

装置名	仕様	台数
番号札発券機	プリンタを含む。	1台
受付番号表示器		1台
番号呼出操作機		1台
受付番号案内表示モニター	床置き	1台
広告用モニター	床置き。設置は任意とする。	1台

※床置きは、転倒防止策を講じること。

※上記装置の付属品や周辺機器等を含む。

(2) 機能

ア 番号札発券機

- (ア) 来庁者の手続内容に応じて番号札を発行することができること。
- (イ) タッチパネル式とし、5業務以上に対応できること。ただし、マイナンバーカード交付窓口については、3業務以上に対応できること。
- (ウ) 設置後でも、必要に応じ、職員で容易に表示内容を変更できること。
- (エ) 申請書の記載が必要な業務の発券を選択した際に、申請書の記載を促すような仕組みを有すること。
- (オ) 発券機及び番号札は、日本語を含む英語、中国語等に対応すること。

イ 受付番号表示器及び番号呼出操作機

- (ア) 番号表示が明瞭で視認性に優れたものであること。
- (イ) 職員の操作により、番号表示及び音声案内を行うことができるものであること。
- (ウ) ボタン式又はタブレット端末で操作性に優れたものであること。
- (エ) 待ち時間の状況が職員に分かるよう表示すること。
- (オ) 番号表示については、受付番号表示機を設置することが望ましいが、受付番号案内表示モニターに表示することで、受付番号表示機を省略することも可とする。

ウ 受付番号案内表示モニター

- (ア) 大きさは42インチ程度とし、設置箇所や設置方法については、協議の上決定するものとする。
- (イ) 業務内容ごとの待ち人数を表示することができること。
- (ウ) 呼出操作機より呼び出した番号を表示すること。
- (エ) 呼出をしたが不在だった来庁者の番号が表示されること。
- (オ) 証明書の発行など申請の受付と証明書の交付で2回呼び出す場合、それぞれの最終呼出番号が表示されること。

エ 広告用モニター

(ア) 大きさは42インチ程度とし、設置箇所や設置方法については、協議の上決定するものとする。

(イ) 機器の設置に当たっては、転倒防止等の安全対策を十分に講じること。

(ウ) タイマーによる電源の自動投入、自動遮断及び映像の自動再生が可能であること。

(エ) リモコン等の操作による音量調整及びタイマー設定等が可能であること。

オ 職員用モニター

(ア) 大きさは42インチ程度とし、設置箇所や設置方法については、協議の上決定するものとする。

(イ) 職員向けに業務別待ち人数、最大待ち時間、処理券数の合計、最新受付番号等を表示できること。

カ 可搬式の小型発券機及び受付番号表示機

(ア) 持ち運びが容易であること。

(イ) 設置が容易にでき、環境を問わず使用ができること。

キ その他

(ア) 設置機器及び台数については一例であり、独自の提案や運用方法がある場合は、企画提案書に示すこと。

(イ) その他詳細については、協議の上決定するものとする。

(3) 稼働時間

下松市の休日に関する条例（平成元年下松市条例第38号）第1条第1項に規定する休日を除いた日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、開庁日及び業務時間の変更等に伴い、適宜変更できるものとする。

6 広告等の放映

(1) 放映する広告の内容については、「下松市有料広告の掲載に関する要綱（平成21年1月30日制定）」及び「下松市有料広告の募集及び掲載に関する基準（平成21年1月30日制定）」を遵守するとともに、広告の内容についての責任は、全て事業者が負うものとする。

(2) 事業者は、広告主の選定及び広告の内容について、事前に本市の審査を受け、承認を受けなければならない。

(3) 行政情報の放映については、市から提供する素材に基づき作成し、広告と組み合わせで放映すること。

(4) 放映時間はシステムの稼働時間とする。

(5) 広告については、モニターによる放映のみとする。

7 設置事業者の負担

(1) 費用負担

ア 事業者は、システムの設置、撤去、運営、保守点検及び維持管理に必要な経費（運営に係る消耗品を含む。）並びに広告主の募集、広告の制作、放映、その他本事業の実施に要する費用の全てを負担する。

イ 市本庁舎の改修等に伴い、システムに係る機器の移設等が生じた場合、それらに係る費用は事業者が負担する。

(2) 保守点検及び維持管理

ア 事業者は、システムの運用に支障が生じないように定期的に保守点検等を行うこと。

イ 事業者は、システムが毀損、汚損又は消失したときは、速やかに復旧又は代替機の設置等の適切な措置をとること。この場合において、当該措置に要する経費は、事業者の負担とする。

(3) 緊急時の対応

ア 事業者は、緊急時等に速やかに連絡を取ることのできる体制を構築すること。

イ 事業者は、システム等に不具合が生じた場合、速やかに復旧又は代替機の設置等の適切な措置をとること。また、そのための体制を構築すること。

(4) 研修等の実施

ア システムの操作マニュアルを作成するとともに、職員に対し研修を実施すること。

イ 機器の使用方法等に関し、利用する職員からの要請に応じ、適宜、電話や電子メール等により助言を行うこと。

8 その他

(1) 広告料、電気料金等を本市に支払うことができる場合は、その金額を企画提案書に明示するものとする。

(2) 事業者が業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がその損害を賠償しなければならない。

(3) 事業者は、システムの設置及び広告の制作に際し、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する際には、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(4) 市は、事業者が契約書の規定に違反していると認めるときは、契約を解除し、システム等の設置を中止するものとする。

(5) 事業期間内であっても、本庁舎レイアウト変更、組織機構見直し又は社会情勢の変化等により、設置場所の変更、機器の増減又は広告の全部若しくは一部の放映を中止することがある。

(6) 仕様書等に定めのない事項については、本市と事業者との協議により決定するものとする。